

インターネット閲覧環境の構築及び
保守業務
調達仕様書

令和5年11月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

目次

1. 調達案件の概要に関する事項	4
1.1. 調達件名	4
1.2. 用語の定義	4
1.3. 調達の背景、目的	4
1.4. 関連調達案件に関する事項	4
2. 調達システムの概要	5
3. 本調達における業務内容	5
3.1. インターネット閲覧環境の設計、構築	5
3.2. ドキュメントの作成	5
3.3. システム保守	5
4. 本調達における業務スケジュール	6
5. 成果物の納入期日	6
6. 作業の実施体制・方法に関する事項	6
6.1. 作業実施体制	6
6.2. 作業場所	6
6.3. 作業実施に当たっての遵守事項	7
7. 成果物の取扱いに関する事項	9
7.1. 知的財産権の帰属	9
7.2. 契約不適合責任	10
7.3. 検収	10
8. 入札参加資格に関する事項	11
8.1. 入札参加要件	11
8.2. 入札制限	11
9. 情報セキュリティの履行状況の確認に関する事項	11
9.1. 情報セキュリティ履行状況の報告	11
9.2. 情報セキュリティ監査の実施	12
10. 再委託に関する事項	12
11. その他特記事項	14
11.1. 環境への配慮	14
11.2. その他	14
11.3. 附属文書	14
11.4. 窓口連絡先	14
12. 構成要件	15
12.1. 仮想ブラウザ	15

12.2.	URL フィルタリングプロキシサーバ	16
13.	機能要件	17
13.1.	仮想ブラウザ	17
13.2.	URL フィルタリングプロキシサーバ	18
14.	保守要件	18
15.	その他要件	18
16.	納品ドキュメント	19

1. 調達案件の概要に関する事項

1.1. 調達件名

インターネット閲覧環境の構築及び保守業務

1.2. 用語の定義

本紙に記載する用語の定義を以下に示す。

表 1-1 用語の定義

用語名称	内容
共用 LAN システム	Active Directory、ファイルサーバ、SharePoint、PC 等の、職員が利用するイントラサービス群からなるシステム
共用 LAN PC	職員が業務に利用する PC の総称
統合基盤	オンプレミス(データセンタ、ビル内)に配置される仮想基盤、NW、インターネット回線等インフラ群
システム用仮想基盤	統合基盤に構成される仮想基盤、ハイパーバイザーとして VMware vSphere 8 が稼働する

1.3. 調達の背景、目的

現在 PMDA では、職員が業務に利用している端末からインターネットへの通信を、Microsoft 365 等許可された URL を除き直接接続できないよう制限しており、Web 検索や省庁、企業が配信している動画の閲覧(Web 閲覧)を、別途整備されたネットワークで稼働するインターネット閲覧環境を経由することで実現している。

現行のインターネット閲覧環境の運用が 2023 年度内に終了となるため、インターネット閲覧環境の継続利用が可能となるよう新たに調達を行う。

1.4. 関連調達案件に関する事項

関連調達として、以下とおり共用 LAN システムのリプレースを含むシステム基盤更改が実施される。共用 LAN システムは令和 6 年 3 月頃を目途に、順次新基盤に置き換わる。

本調達にて構築する仮想マシン等の構成要素は本統合基盤のリソースを利用する。

表 1-2 関連調達案件情報

調達案件名	実施期間	概要
業務システム統合基盤の構築及び保守	令和 5 年 4 月～令和 10 年 10 月 31 日	共用 LAN システムを含む、PMDA 内システムの基盤統合、および更改

2. 調達システムの概要

新インターネット閲覧環境として、コンテナ型の仮想領域で動作する仮想ブラウザと URL フィルタリング機能を持つプロキシサーバを仮想マシンとしてシステム用仮想基盤上に構成する。システム用仮想基盤では、仮想マシン OS ライセンスとして、ホストサーバに紐づく Datacenter 版ライセンスが採用されている。提供できる OS エディションは Windows Server 2019、2022、Redhat Enterprise 8、9 となる。

仮想ブラウザは Linux ベース OS の Docker コンテナエンジンにて展開された実行環境で動作し、ユーザは共用 LAN PC から専用のクライアントを用い仮想ブラウザへ接続する。仮想ブラウザはプロキシサーバを経由しインターネットへ通信する。

システム概要の詳細は「別紙 1_システム構成概要図」を参照。

3. 本調達における業務内容

本調達における業務内容を以下に記載する。これらの業務に伴う PMDA との協議、会議の開催、出席、資料作成も含む。

3.1. インターネット閲覧環境の設計、構築

受注者は本紙に記載の構成要件、機能要件および保守要件を満たすインターネット閲覧環境の設計、及び設定、構築を行うこと。仮想マシン作成は PMDA が実施するため、作成に必要な情報を提供すること。

3.2. ドキュメントの作成

受注者は本紙「16.納品ドキュメント」に記載のドキュメントを作成し PMDA に提出すること。

3.3. システム保守

受注者はインターネット閲覧環境の設計事項、製品仕様に関する保守を行うこと。

4. 本調達における業務スケジュール

本調達における契約期間、保守期間は以下のとおり。

表 4-1 業務スケジュール

項目	期間
契約期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
保守期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

フェーズ毎の想定スケジュールを「別紙 2_スケジュール案」に記載する。受注者は本スケジュールに従い、必要な部材やライセンス等を揃えること。

5. 成果物の納入期日

納入成果物を以下期限までに PMDA に提出し承認を得ること。PMDA の資料確認、修正等の期間を考慮した上で提出すること。

表 5-1 納品成果物の期日

納品成果物	期限
納品ドキュメントに記載の各設計書、マニュアル等	令和6年3月29日

6. 作業の実施体制・方法に関する事項

6.1. 作業実施体制

- ① 本調達の導入作業に係るリーダーとしてプロジェクトマネージャを設定すること。
- ② プロジェクトマネージャは本調達の導入作業における各作業の遅延が発生しないように作業体制を整えること。
- ③ システム設計・導入等を複数業者が連携（再委託を含めて）して実施する等の場合は、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

6.2. 作業場所

- ① 受注業務の作業場所（サーバ設置場所等を含む）は、（再委託も含めて）PMDA 内、又は日本国内で PMDA の承認した場所で作業すること。

- ② 受注業務で用いるサーバ、データ等は日本国外に持ち出さないこと。
- ③ PMDA 内での作業においては、必要な規定の手続を実施し承認を得ること。
- ④ 必要に応じて PMDA 職員は現地確認を実施できることとする。

6.3. 作業実施に当たっての遵守事項

6.3.1. 基本事項

受注者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 本業務の遂行に当たり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもって誠実に行うこと。
- ② 本業務に従事する要員は、PMDA と日本語により円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。
- ③ 本業務の履行場所を他の目的のために使用しないこと。
- ④ 本業務に従事する要員は、履行場所での所定の名札の着用等、従事に関する所定の規則に従うこと。
- ⑤ 要員の資質、規律保持、風紀及び衛生・健康に関すること等の人事管理並びに要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。
- ⑥ 受注者は、本業務の履行に際し、PMDA からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。また、修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応すること。
- ⑦ 次回の本業務調達に向けた現状調査、PMDA が依頼する技術的支援に対する回答、助言を行うこと。
- ⑧ 本業務においては、業務終了後の運用等を、受注者によらずこれを行うことが可能となるよう詳細にドキュメント類の整備を行うこと。

6.3.2. 機密保持、資料の取扱い

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、以下のとおり。

- ① 受注者は、受注業務の実施の過程で PMDA が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必

要な措置を講ずること。

- ② 受注者は、本受注業務を実施するにあたり、PMDA から入手した資料等については管理簿等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ▶ 複製しないこと。
 - ▶ 用務に必要ななくなり次第、速やかに PMDA に返却又は消去すること。
 - ▶ 受注業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を PMDA に提出すること。
- ③ 応札希望者についても上記①及び②に準ずること。
- ④ 「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程」の第 52 条に従うこと。
- ⑤ 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。
- ⑥ 機密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

6.3.3. 遵守する法令等

本業務を実施するにあたっての遵守事項は、以下のとおり。

- ① 受注者は、最新の「政府機関の情報サイバーセキュリティ対策のための統一基準」、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構情報サイバー セキュリティポリシー」（以下、「セキュリティポリシー」という。）に遵守すること。

セキュリティポリシーは非公表であるが、「政府機関の情報サイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。セキュリティポリシーの開示については、契約締結後、受注者が担当職員に「秘密保持等に関する誓約書」を提出した際に開示する。

- ② PMDA へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の PMDA 内規程を遵守すること。
 - ▶ 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程
 - ▶ 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程

- ④ 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、これらの実施状況について、PMDA が定期又は不定期の検査を行う場合においてこれに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にするとともに、事前に PMDA に提出すること。また、そのような事態が発生した場合は、PMDA に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに修復すること。

7. 成果物の取扱いに関する事項

7.1. 知的財産権の帰属

知的財産の帰属は、以下のとおり。

- ① 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、受注者が本件のシステム導入の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、PMDA が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて PMDA に帰属するものとする。
- ② 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- ③ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に PMDA に報告し、承認を得ること。
- ⑤ 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。
- ⑥ なお、受注者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受注者の責任において著作者等の承認を得るものとし、PMDA に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

7.2. 契約不適合責任

- ① 本業務の最終検収後 1 年以内の期間において、委託業務の納入成果物に関して本システムの安定稼働等に関わる契約不適合の疑いが生じた場合であって、PMDA が必要と認めた場合は、受注者は速やかに契約不適合の疑いに関して調査し回答すること。

調査の結果、納入成果物に関して契約不適合等が認められた場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。なお、修正を実施する場合においては、修正方法等について、事前に PMDA の承認を得てから着手すると共に、修正結果等について、PMDA の承認を受けること。

- ② 受注者は、契約不適合責任を果たす上で必要な情報を整理し、その一覧を PMDA に提出すること。契約不適合責任の期間が終了するまで、それら情報が漏洩しないように、ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本産業標準）に従い、また個人情報を取り扱う場合には JISQ15001（日本産業標準）に従い、厳重に管理をすること。また、契約不適合責任の期間が終了した後は、速やかにそれら情報をデータ復元ソフトウェア等を利用してもデータが復元されないように完全に消去すること。

データ消去作業終了後、受注者は消去完了を明記した証明書を作業ログとともに PMDA に対して提出すること。なお、データ消去作業に必要な機器等については、受注者の負担で用意すること。

7.3. 検収

納入成果物については、適宜、PMDA に進捗状況の報告を行うとともに、レビューを受けること。最終的な納入成果物については、納入成果物が揃っていること及びレビュー後の改訂事項等が反映されていることを、PMDA が確認し、これらが確認され次第、検収終了とする。なお、以下についても遵守すること。

- ① 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、PMDA の承認を得て指定した日時までに修正が反映されたすべての納入成果物を納入すること。
- ② 納入成果物に規定されたもの以外にも、必要に応じて提出を求める場合があるので、作成資料等を常に管理し、最新状態に保っておくこと。
- ③ PMDA の品質管理担当者が検査を行った結果、不適切と判断した場合は、品質管理担当者の指示に従い対応を行うこと。

8. 入札参加資格に関する事項

8.1. 入札参加要件

応札希望者は、以下の条件を満たしていること。

- ① ISO9001 又は CMMI レベル 2 以上の認定を取得していること。
- ② ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本産業標準）のいずれかを取得していること。
- ③ 応札時には、導入作業毎に十分に細分化された工数、概算スケジュールを含む見積り根拠資料の即時提出が可能であること。なお、応札後に PMDA が見積り根拠資料の提出を求めた際、即時に提出されなかった場合には、契約を締結しないことがある。

8.2. 入札制限

情報システムの調達に公平性を確保するため以下に示す事業者は本調達に参加できない。

- ① PMDA の CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等
- ② 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等
- ③ 設計・開発等の工程管理支援業者等
- ④ 上記の親会社及び子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。）
- ⑤ 上記と同一の親会社を持つ事業者
- ⑥ 上記から委託を請ける等緊密な利害関係を有する事業者

9. 情報セキュリティの履行状況の確認に関する事項

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、PMDA の年次情報セキュリティ監査実施時などで PMDA が本件受注者に対して情報セキュリティ履行状況の確認が必要であると判断した場合は、以下の対応を求めるものとする。

9.1. 情報セキュリティ履行状況の報告

PMDA がその報告内容と提出期限を定めて情報セキュリティ履行状況の報告を求めるものとする。

9.2. 情報セキュリティ監査の実施

- ① PMDA がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（PMDA が選定した事業者による監査を含む。）ものとする。
- ② 受注者は、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示すること。
- ③ 受注者は自ら実施した外部監査についても PMDA へ報告すること。
- ④ 受注者は、情報セキュリティ監査の結果、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について PMDA が改善を求めた場合には、PMDA と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに改善を実施するものとする。
- ⑤ 情報セキュリティ監査の実施については、本項に記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

10. 再委託に関する事項

- ① 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- ② ①における「主要部分」とは、以下に掲げるものをいう。
 - 総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等。
 - SLCP-JCF2013 の 2.3 開発プロセス、及び 2.4 ソフトウェア実装プロセスで定める各プロセスで、以下に示す要件定義・基本設計工程に相当するもの。
 - ・ 2.3.1 プロセス開始の準備
 - ・ 2.3.2 システム要件定義プロセス
 - ・ 2.3.3 システム方式設計プロセス
 - ・ 2.4.2 ソフトウェア要件定義プロセス
 - ・ 2.4.3 ソフトウェア方式設計プロセス
- ③ ①における主要部分に含まれていても、以下の場合には再委託を可能とする。
 - 補足説明資料作成支援等の補助的業務
 - 機能毎の工数見積において、工数が比較的小規模であった機能に係るソフトウェア要件定義等業務
- ④ 受注者は、再委託する場合、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し、

承認を受けること。申請にあたっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、受注者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しを PMDA に提出すること。

- ⑤ 受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。
- ⑥ 再委託先が、更に再委託を行う場合も同様とする。
- ⑦ 再委託における情報セキュリティ要件については以下のとおり。
 - 受注者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し PMDA に報告すること。
 - 受注者は業務の一部を委託する場合、本業務にて扱うデータ等について、再委託先またはその従業員、若しくはその他の者により意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、PMDA に報告すること。
 - 受注者は再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関して、PMDA から求めがあった場合には情報提供を行うこと。
 - 受注者は再委託先にて情報セキュリティインシデントが発生した場合の再委託先における対処方法を確認し、PMDA に報告すること。
 - 受注者は、再委託先における情報セキュリティ対策、及びその他の契約の履行状況の確認方法を整備し、PMDA へ報告すること。
 - 受注者は再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に確認すること。また、情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を検討し、PMDA へ報告すること。
 - 受注者は、情報セキュリティ監査を実施する場合、再委託先も対象とするものとする。
 - 受注者は、再委託先が自ら実施した外部監査についても PMDA へ報告すること。
 - 受注者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。

11. その他特記事項

11.1. 環境への配慮

環境への負荷を低減するため、以下に準拠すること。

- ① 本件に係る納入成果物については、最新の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- ② 導入する機器等がある場合は、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

11.2. その他

PMDA 全体管理組織（PMO）が担当課に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。

11.3. 附属文書

- ① 別紙 1_システム構成概要図
- ② 別紙 2_スケジュール案

11.4. 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報化統括推進室

共用 LAN システム担当者

電話：03 (3506) 9485

Email：sa_infragr_xj●pmda.go.jp>

※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに置き換えること。

12. 構成要件

本システムの構成要件を以下に記載する。

12.1. 仮想ブラウザ

- ・ 仮想ブラウザはコンテナサーバの仮想領域上で動作するよう構成すること。
- ・ コンテナ型仮想領域はユーザの接続毎に再構成(削除、作成)されるよう構成すること。
- ・ 再構成後であってもユーザが設定したお気に入り情報が引き継がれるよう構成すること。
- ・ クライアントからコンテナサーバへの接続、認証、仮想ブラウザのポリシー等を管理する管理サーバを個別に構成すること。
- ・ コンテナサーバ、管理サーバは、仮想マシンとしてシステム用仮想基盤に構成すること。仮想マシンの作成は PMDA が実施する。
- ・ 管理機能サーバは冗長化構成とすること。
- ・ コンテナサーバへ割り当てる仮想 CPU のリソースは 150 コア以内で構成すること。サーバ台数は PMDA と協議の上、決定する。
- ・ 仮想ブラウザは 300 ユーザの同時接続が可能なよう構成すること。コンテナサーバの障害による機能縮退は許容する。
- ・ 仮想ブラウザは mozilla firefox、google chrome で提供されるよう構成すること。
- ・ 仮想ブラウザは URL フィルタリングプロキシサーバを経由しインターネットへ通信すること。
- ・ 共用 LAN PC から仮想ブラウザが動作するコンテナ型仮想領域に対してファイルをアップロードし、仮想ブラウザがそれらを参照可能なよう構成すること。
- ・ 仮想ブラウザでダウンロードしたファイルを共用 LAN PC まで取得可能なよう構成すること。
- ・ 仮想ブラウザから共用 LAN PC へファイルを取得する際、ファイルに対するウイルスチェックが動作するよう構成すること。
- ・ 仮想ブラウザと共用 LAN PC 間でテキストのコピーペーストが可能となるよう構成すること。
- ・ 仮想ブラウザの接続にはユーザ認証が必要となるよう構成すること。
- ・ ユーザ認証には既存の Active Directory 上のアカウント情報を利用すること。ドメイン名は pmda.go.jp とする。

- ・ 時刻同期先として PMDA が指定する統合基盤内の NTP サーバを設定すること。
- ・ 統合基盤監視ソリューションを利用し、仮想ブラウザの稼働に必要となるプロセス、サービスの監視、リソース監視を行うこと。監視ソリューションの利用手順は PMDA から提示する。
- ・ システム復旧に必要なバックアップを取得可能な構成とすること。構成ファイルバックアップ、イメージバックアップのどちらを採用してもよい。
- ・ 構成ファイルバックアップの場合、保存先には PMDA が指定するファイルサーバを利用すること。イメージバックアップの場合、統合基盤のバックアップソリューションを利用する。バックアップソリューションの利用手順は PMDA から提示する。

12.2. URL フィルタリングプロキシサーバ

- ・ URL フィルタリングプロキシサーバは、仮想マシンとしてシステム用仮想基盤上に構成すること。仮想マシン作成は PMDA が行う。
- ・ URL フィルタリングプロキシサーバは2台以上とし負荷分散構成とすること。負荷分散装置、および設定は PMDA が実施する。
- ・ 1 年間に発生する全体のアクセス件数を以下で想定し、許容可能な構成とすること。

表 12-1 プロキシサーバアクセス件数

項目	内容
アクセス件数	約 30,058,000 件
リクエストサイズ(KB)	約 62,379,000
レスポンスサイズ(KB)	約 356,594,000

- ・ URL フィルタリングプロキシサーバに対するプロキシ接続は各コンテナサーバからのみ許可するようファイアウォールポリシーを構成すること。ファイアウォール装置、機能、および操作手順は PMDA が用意する。
- ・ メーカーが提供する URL カテゴリを元にフィルタリングが可能なよう構成すること。
- ・ フィルタリングによりブロックされた Web サイトへアクセスした際、ユーザへ任意の文字列を記載した Web ページを応答するよう構成すること。
- ・ URL フィルタリングプロキシサーバへの接続にはユーザ認証が必要となるよう構成すること。
- ・ ユーザ認証には既存の Active Directory 上のアカウント情報を利用すること。

- ・ アクセスログに接続ユーザ名、日時、接続先が記録されるよう構成すること。
- ・ アクセスログへ接続ユーザ名を記録するためプロキシサーバのユーザ認証が必要な場合、構成すること。
- ・ Web ページ閲覧毎にユーザ認証が要求されないよう構成すること。
- ・ アクセスログをサーバローカルに 90 日間保存できるよう構成すること。
- ・ 時刻同期先として PMDA が指定する統合基盤内の NTP サーバを設定すること。
- ・ 統合基盤の監視ソリューションを利用し、URL フィルタリングプロキシの稼働に必要なプロセス、サービスの監視、リソース監視を行うこと。監視ソリューションの利用手順は PMDA から提示する。
- ・ システム復旧に必要なバックアップを取得可能な構成とすること。構成ファイルバックアップ、イメージバックアップのどちらを採用してもよい。
- ・ 構成ファイルバックアップの場合、保存先には PMDA が指定するファイルサーバを利用すること。イメージバックアップの場合、統合基盤のバックアップソリューションを利用する。バックアップソリューションの利用手順は PMDA から提示する。

13. 機能要件

本システムの機能要件を以下に記載する。

13.1. 仮想ブラウザ

- ・ ユーザ認証において、ActiveDirectory 上のオブジェクト情報が利用可能なこと。
- ・ ユーザが登録したお気に入り情報は接続毎に初期化されず、保持されること。
- ・ ユーザが無操作状態の場合、一定時間経過後にセッションを強制終了させる機能を有すること。
- ・ 接続ユーザ操作有無に関わらず、一定時間経過後にセッションを終了させる機能を有すること。
- ・ 仮想ブラウザから接続元端末(共用 LAN PC 等)へ専用クライアントを介してファイルを取得できること。
- ・ ファイルを取得する際、ウイルスチェックを実施する機能を有すること。
- ・ 接続元端末(共用 LAN PC 等)から仮想ブラウザが稼働するコンテナ領域へ専用クライアントを介してファイルアップロードが可能なこと。
- ・ アップロードしたファイルは仮想ブラウザから参照可能なこと。

- ・ J's Communication 社 RevoWorks SCVX 相当の機能を有すること。

13.2. URL フィルタリングプロキシサーバ

- ・ URL フィルタリングルールから除外する URL を FQDN もしくは IP アドレス形式で明示的に指定可能なこと。
- ・ ブロックとする URL を FQDN もしくは IP アドレス形式で明示的に指定可能なこと。
- ・ ブロック対象となっているサイトへアクセスした際にユーザへ表示する画面の文字列がカスタマイズ可能なこと。
- ・ SSL デコードの機能を有していること。

14. 保守要件

- ・ 各製品についての仕様の問い合わせがメーカー、もしくは受注者に可能なこと。

15. その他要件

- ・ 現行プロキシサーバのブロック、ブロック除外設定を URL フィルタリングプロキシサーバへ移行すること。移行対象の設定値は PMDA から提供する。
- ・ 本インターネット閲覧環境が正常に稼働することを確認するための動作確認テストを実施すること。内容の詳細は PMDA と協議の上、決定すること。現時点での想定は以下のとおり。

表 15-1 動作確認テスト項目案

項目	内容
単体テスト	設計内容が想定どおり反映されているかをシステム毎に確認
障害テスト	冗長構成となっているノードの単一、全障害を発生させ想定どおりの挙動となるか確認 物理機器の障害は確認範囲外とする
性能テスト	複数クライアントから接続した際かかる仮想ブラウザまでの接続所要時間、仮想ブラウザ上での Web ページ表示時間を測定 クライアント数は同時接続数である 300 が望ましい
運用テスト	管理サーバ、コンテナサーバ、URL フィルタリングプロキシサーババックアップ、バックアップからのリストアを実施し想定どおりの結果となるか確認

16. 納品ドキュメント

- ・ 本業務におけるプロジェクト体制や運用方針、全体スケジュールを記載した計画書を作成すること。
- ・ インターネット閲覧環境の基本設計書、詳細設計書、テスト計画及び結果報告書を作成し、納めること。内容の詳細はPMDAと協議の上、決定すること。
- ・ インターネット閲覧環境の運用手順書を作成し納めること。内容の詳細はPMDAと協議の上、決定すること。現時点での想定は以下のとおり。

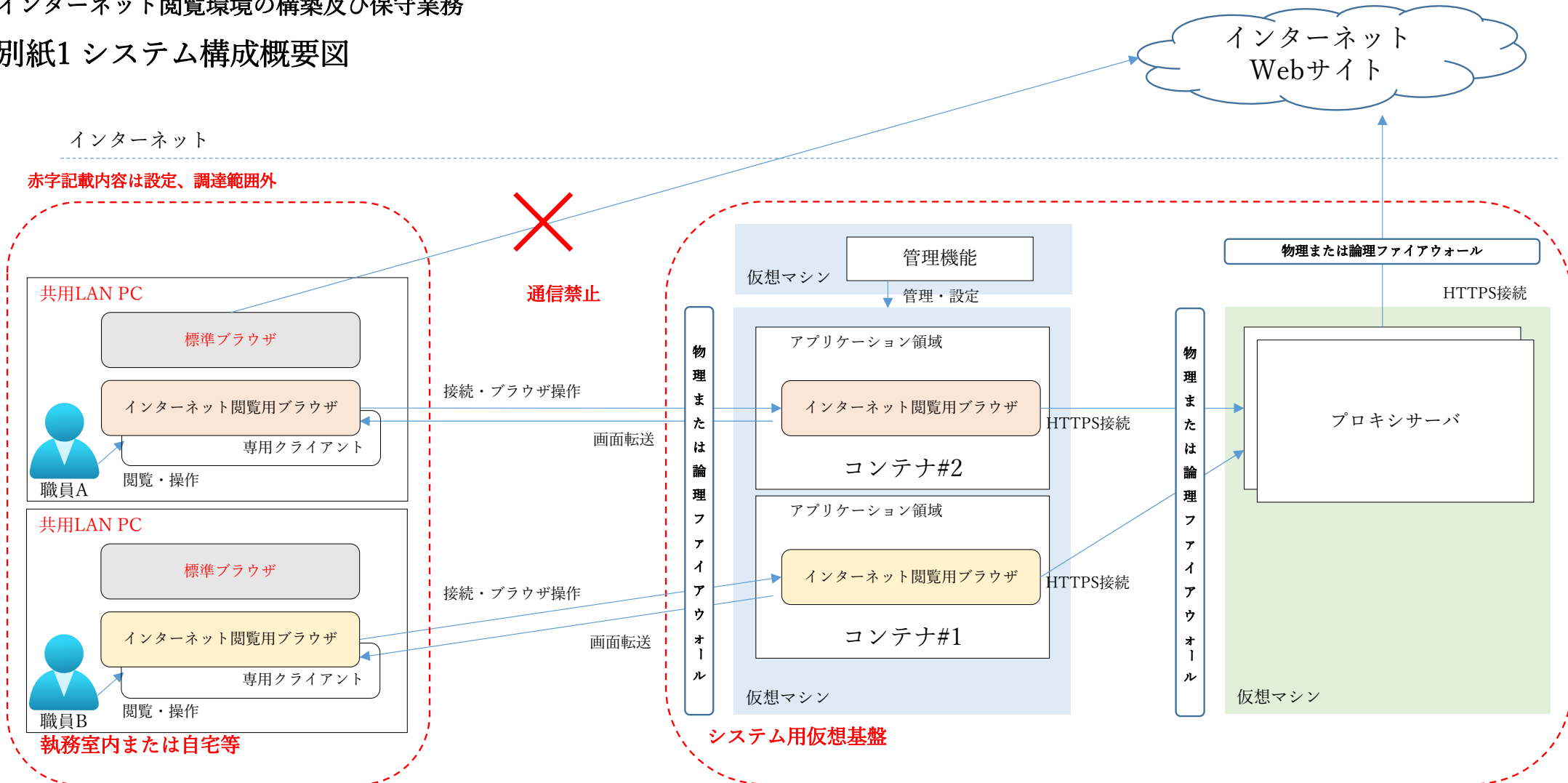
表 16-1 運用手順書案

項目	内容
操作手順書	インターネット閲覧環境構成サーバの OS、サービス起動停止手順 認証ユーザ更新手順 個別 URL フィルタ更新手順 ブロック画面更新手順 パッチ適用、製品アップデート手順
復旧手順書	単一、全障害からの復旧手順 インターネット閲覧環境としてのサービス正常性確認手順

- ・ 各製品マニュアルを取得し納めること。
- ・ 各製品の問い合わせ先、問い合わせに必要な情報を記したドキュメントを納めること。

インターネット閲覧環境の構築及び保守業務

別紙1 システム構成概要図



インターネット閲覧環境の構築及び保守業務
別紙2_スケジュール案

項番	フェーズ	日程																
		2024年1月				2月				3月				4月				～2025年3月
		1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	4週
1	設計																	
2	構築																	
3	テスト																	
4	ユーザ移行(※)																	
5	カットオーバー																	
6	納品、検収																	
7	保守																	

※ 項番4のユーザ移行は検収後も発生する。2024年4月1日以降の作業はPMDA主体で実施するが、製品ベンダ等へ問い合わせ等が可能な保守体制をとること。